

議案第19号

北名古屋市子ども・子育て会議条例の一部改正について

北名古屋市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行による子ども・子育て支援法の改正に伴い、関係条文の整理をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

北名古屋市子ども・子育て会議条例（平成25年北名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条第1号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

北名古屋市子ども・子育て会議条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項</u>の規定に基づき、同項の合議制の機関として、北名古屋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を処理する。</p> <p>(1) <u>法第72条第1項各号</u>に規定する事項</p> <p>(2) 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項</u>の規定に基づき、同項の合議制の機関として、北名古屋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を処理する。</p> <p>(1) <u>法第77条第1項各号</u>に規定する事項</p> <p>(2) 略</p>